

着電サービス利用規約

株式会社フォーバルテレコム(以下「甲」という。)は、加入電話、携帯電話、PHS、公衆電話より着信される国内通話(一部除く。)料金割引サービス(以下「着電サービス」という。)を、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)およびその他の法令の規定によるほか、次の条項にて、本契約の御申込者(以下「乙」という。)に提供致します。なお、着電サービス利用規約に記載なき事項は、「fit コール」お申し込みにあたっての承諾事項によるものとします。また、着電サービスは、株式会社メディア(以下「丙」という。)の着払電話サービスを利用し提供するサービスであり、本申込みと同時に丙の提供する着払電話サービスにも申込みされます。

(契約の単位)

第1条 甲は、他社契約回線1回線ごとに1の着電サービス契約を締結します。この場合、着電サービス契約者は、1の着電サービス契約につき1人に限ります。

(契約申込の方法)

第2条 着電サービス契約は、甲が別に定める方法によりお申込まれます。

(契約申込の承諾)

第3条 甲は、着電サービス契約の申込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従って承諾します。

2. 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、その着電サービス契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1)着電サービス契約に係る申込みの内容が、相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (2)着電サービス契約の申込をした者が、着電サービス契約に係る料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3)その他電話サービス等に係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(着払番号の付与)

第4条 甲は1の着電サービス又は着電 ISDN サービスについて1の着電サービス電話番号を付与します。

2. 甲は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、着電サービス電話番号を変更することがあります。この場合、甲はあらかじめそのことを着電サービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(協定事業者の契約約款等による制約等)

第5条 着電サービス契約者は協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、他社契約回線を利用することができない場合においては、その設備を使用して電話サービス等を利用することはできません。

(権利の譲渡)

第6条 着電サービス契約に基づいて甲から電話サービス等の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(利用停止)

第7条 甲は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、その電話サービス等の利用を停止することがあります。

- (1)料金その他の債務について、甲が請求書において指定する期日(以下「支払期日」といいます。)を経過してもなお支払わないとき。
- (2)契約者が、その者の他の電話契約約款又は fit コールサービス料金その他の債務について支払期日を経過してもなおお支払いしないとき。

(3)契約者の電話契約等に係る申込み、契約者の地位の承継の届出又は契約者の氏名等の変更の届出の際に、その者の氏名若しくは商号又は住所若しくは居所に関し事実と異なる申告を行ったことを当社が確認したとき。

(4)前各号のほか、「fit コール」お申し込みにあたっての承諾事項に違反する行為であって、電話サービス等に係る業務の遂行または甲が利用する電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2. 当社は、前項の規定により電話契約等に係る電話サービス等の利用を停止しようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び契約者に通知します。

(当社が行う契約の解除)

第8条 甲は、次の場合には、その着電サービス契約を解除することがあります。

(1)第7条(利用停止)第1項の規定により利用停止した場合において、着電サービス契約者がなお同条第1項各号に該当する場合は、着電サービス契約を解除することがあります。

(2)甲が、着電サービス契約について、破産、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。

2. 甲は、着電サービス契約者が第7条(利用停止)第1項各号のいずれかに該当する場合に、その行為が電話サービス等に係る業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、利用停止をしないで直ちにその着電サービス契約を解除することがあります。

3. 甲は、前2項の規定により着電サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を着電サービス契約者に通知します。

4. 甲は、本契約で乙に提供するサービスの実施が不能となったときは、甲が定める書面によって通知の上、中途解約できるものとします。

(他社契約回線利用契約の解除等に伴う着電サービス契約の取扱い)

第9条 着電サービス契約者は、他社契約回線について、協定事業者が定める契約約款及び料金表の規定による他社契約回線利用契約の解除、利用休止、電話加入権等(協定事業者と他社契約回線利用契約を締結したものがその他社契約回線利用契約に基づき、協定事業者の電気通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡、電話番号の変更又は移転があるときはそのことを甲に通知してください。

2. 甲は、前項の通知があったとき、又はその事実を知ったときは、その通知があった時又はその事実を知った時にその着電サービス契約を解除します。ただし、その通知が電話番号の変更又は移転に係るものであるときは、その着電サービス契約は継続するものとします。

了承事項

私(申込者:乙)は本申込書をもって、「着電サービス」に加入申込みします、